

茨木市自治会活動報償金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域において市の施策への協力と実践を行う自治会に対して、市が報償金を支給することにより、地域の自治活動の活性化を図り、もって住みよいまちづくりの推進と住民福祉の向上に資することを目的とする。

(報償金の支給)

第2 市は、自治会に対して自治会活動報償金（以下「報償金」という。）を年1回支給する。

(支給対象)

第3 報償金の支給対象となる自治会は、住民相互の親睦と良好な地域社会の維持及び形成のために共同活動を行う団体として、市長に届け出た団体とする。

(支給対象の活動)

第4 報償金は、自治会の行う次に掲げる活動に対して支給するものとする。

- (1) 市との連携及び連絡調整
- (2) 市及び関係機関の発行物の配布
- (3) ごみの減量化と再資源化に関する施策への協力

(報償金の額)

第5 報償金の額は、320円に世帯数を乗じて得た額とする。

2 報償金の額の内訳は、第4第1号及び第2号に掲げる活動に対して250円とし、第4第3号に掲げる活動に対して70円とする。

3 第1項の世帯数は、毎年10月1日現在の世帯数とする。

(報償金の支給申請)

第6 報償金の支給を受けようとする自治会は、茨木市自治会活動報償金支給申請書兼振込依頼書（様式第1号）を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(報償金の支給決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたものについて予算の範囲内において報償金を決定し、申請者に対し茨木市自治会活動報償金支給決定通知書（様式第2号）により通知する。

(報償金の支給方法)

第8 報償金の支給方法は、自治会名義の金融機関口座へ振り込む方法とする。ただし、特に必要と認められる場合は、現金により支給する方法とすることができる。

(報償金の取消し等)

第9 市長は、報償金の支給を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、報償金を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により報償金の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、報償金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から実施する。

(様式第1号)

年 月 日

(申請先) 茨木市長

茨木市自治会活動報償金支給申請書兼振込依頼書

自治会活動報償金の支給を次のとおり申請します。

自治会名	自治会		
会長名	(印)		
所在地	〒		
世帯数・報償金額 (10月1日現在)	320円	×	世帯数 = 報償金額
	320円	×	() = () 円

(内訳) 250円は市との連絡調整・発行物の配布等に対するもの
70円はごみの減量化等への協力に対するもの

自治会名義の振込先金融機関口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協
支店名	支店
預金種目	普通・当座・その他
口座番号	
口座名義	(ふりがな)

(注) 振込先は、自治会名義の金融機関（銀行・信用金庫・農協など）の口座を
通帳の名義のとおり記入してください。

(様式第2号)

茨木市指令 第 号

自治会

会長

様

茨木市自治会活動報償金支給決定通知書

年 月 日付け申請の自治会活動報償金を、次のとおり支給します。

支給決定額	320円 × 世帯数 = 報 償 金 額
	320円 × () = () 円 (内訳) 市との連絡調整・発行物の配布等に対して 250円× 世帯= 円 ごみの減量化等への協力に対して 70円× 世帯= 円

振込先金融機関名等

金融機関名	
支店名	
振込予定日	年 月 日

年 月 日

茨木市長

印